

研 研 基
令和 6 年 5 月 9 日

各 部 局 長 殿

理事・副学長（研究担当）
杉 本 亜 砂 子

科学研究費助成事業における研究データの適切な管理や利活用の促進について（通知）

科学研究費助成事業では、令和 6（2024）年度から、研究データの適切な管理や利活用の促進のため、原則全研究種目において、研究課題ごとに、研究データの管理計画書であるデータマネジメントプラン（DMP）を作成することになりました。

これを受けて、本学における取扱いを別紙のとおり定めましたので、貴部局の関係者に周知くださるようお願いいたします。

本件担当
研究推進部研究推進課
基盤研究係
内線：（片平 9 1 -） 4 8 3 8
E-mail：kenjyo@grp.tohoku.ac.jp

科学研究費助成事業における研究データの適切な管理や利活用の 促進に向けた本学の取扱いについて

1. 背景

「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議）が示されたことを踏まえ、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）において「独立行政法人日本学術振興会の事業における研究データの取扱いに関する基本方針」（令和5年10月23日理事長裁定）が定められた。

本基本方針に基づき、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）では、令和6(2024)年度から原則全ての研究種目において、研究課題ごとに、研究データの管理計画書であるデータマネジメントプラン（以下「DMP」という。）の作成が求められることとなった。また、補助事業により生み出し公開した研究データの情報（メタデータ等）は、実施状況報告書又は実績報告書の一部として報告することが予定されている。

本学では、第4期中期目標・中期計画において、「データ駆動型研究とオープンサイエンスの展開」を掲げ、第4期中期目標期間末までに、独自のデータマネジメントプラン登録データベースを構築し、研究データ管理・公開ポリシーに基づき、データカタログとして検索可能な形式で公開することを計画している。

2. 本学の取扱い

上記を踏まえ、本学では、科研費における研究データの適切な管理や利活用の促進に向けて、以下のとおり取り扱うこととする。

(1) DMPの作成

研究代表者は、科研費の研究課題の実施に当たって、当該研究課題のDMPを作成する。DMPの様式は、当面の間、振興会ホームページに掲載されている「DMP様式例」（Excel ファイル）を活用することとする。様式例の項目の内容は以下のとおり。

- ・研究データの名称
- ・研究データの概要
- ・研究データの取得者又は収集者
- ・研究データの管理者（取得者又は収集者と異なる場合のみ記入）
- ・機微情報がある場合の取り扱い方針
- ・研究データの公開・提供方針
- ・研究データの公開・提供方針詳細
- ・研究データの公開・提供場所（URL、DOI）
- ・研究データ公開日（予定日）

なお、DMPは研究課題ごとに作成するものであるが、研究代表者、研究分担者（必要に応じて研究協力者）ごとに作成し、研究代表者の方でまとめる形でも差し支えない（この場合、研究代表者は「DMP様式例」の「1. DMP作成・更新情報」から「3. 担当者情報」までを記入したファイルを研究分担者等に配付し、提出されたファイルを1ファイル1シートにまとめること。）。

作成したDMPファイルは研究代表者において保管するものとする。

(2) 研究データ管理アプリ（仮称）への入力

DMPをはじめとする研究データ管理の要請やオープンアクセス化に伴う根拠データの管理・利活用に対応するための、研究データ管理アプリ（仮称）「以下「アプリ」という。」運用開始後、研究者及び研究代表者は上記（1）で作成したDMPの内容を基に、アプリに必要な事項を入力する。なお、アプリの運用開始は令和6年夏頃を予定している。（運用開始は別途通知する。）

(3) DMPに基づく適切な研究データの管理及びDMPの更新

研究代表者は、DMPに基づき適切な研究データの管理のもと、研究を進める。また、研究の進捗に応じてアプリの情報を適宜更新する。

なお、研究データは、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき管理・利活用を行うものとする。

(4) 補助事業により生み出し公開した研究データの情報(メタデータ等)の提出

研究代表者は、実施状況報告書及び実績報告書の一部として、補助事業により生み出し公開した研究データの情報(メタデータ等)を提出する(研究データそのものを提出するものではない。)。提出様式に合わせて上記アプリから出力可能となる予定である。

なお、提出したメタデータ等の情報は、「KAKEN」に登録・公開される予定である。

(5) 研究データの保存・管理

科研費により生み出した研究データは、研究終了後も適切に保存・管理するものとする。

研究代表者は「東北大学における公正な研究推進のための研究データ等の保存及び管理に関する指針(平成28年3月29日統括研究倫理推進責任者裁定)」及び「研究データ等の保存の期間及び方法に関するガイダンス(平成28年3月29日統括研究倫理推進責任者裁定)」に基づき各部局が定めるガイドラインや内規等に従い、研究データを適切に保存・管理する。

<参考>

● 科研費における研究データの管理・利活用について | 日本学術振興会
https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/10_datamanagement/index.html

● 手続きの流れ(イメージ)

